

第 20 回総会 平成 31 年 1 月 30 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、1 月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

局 長 今月は、相続 4 件、使用貸借合意解約 7 件、賃貸借合意解約 9 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から平成 30 年度第 20 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

議 長 本日の出席状況を報告します。本日は、全員出席であります。本日の議案件数であります。7 件を提案しております。

議 長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。9 番〇〇委員、26 番〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 119 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 119 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：一般住宅用地 1 件、田 10 m<sup>2</sup>、計も同じです。駐車場用地 1 件、畑 93 m<sup>2</sup>、計も同じです。合計 2 件、田 10 m<sup>2</sup>、畑 93 m<sup>2</sup>、計 103 m<sup>2</sup>です。

先ず 1 項を説明します。譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 93 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：駐車場用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：駐車場車 4 台分です。

次に 2 項を説明します。譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：新富町新田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番 1、登記・田、現況・畑、面積 10 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：一般住宅用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：住宅の拡張です。

議 長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

4 番 今回は19番〇〇委員と私（4番〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る1月22日午前8時30分より兒玉主幹と共に申請書の審査等を実施した後、事務局より兒玉主幹と橋口局長同行のもと、農地法第5条3件を順次報告しますので皆様のご審議をよろしく申し上げます。

19 番 1項を報告いたします。申請地は穂北地区の〇〇集落で、県道東郷・西都線と県道杉安・高鍋線の交差点から北に約150m進み左折して約100m進んだ集落内の場所です。転用の理由ではありますが、譲受人の〇〇さんが、この度、駐車場4台分の用地として利用するため、譲渡人の〇〇さんから売買により所有権を移転するため申請したものであります。現地の状況は、東側が原野、西側は宅地、南側は市道、北側が原野です。雨水は自然浸透が基本ですが、市道側溝にも放流するという事です。また、土砂流出防止は砂利を敷くということでもあります。周辺関係者の同意は得られています。なお本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小集団の生産性の低い農地」であり第2種農地と判断されます。調査員一同許可相当と認めました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員 なし）

議 長 異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

19 番 2項を報告いたします。申請地は都於郡地区の〇〇集落で、県道札の元・佐土原線の集落入り口の東側の場所です。転用の理由ではありますが、譲受人の〇〇さんが、この度、庭の拡張用地として利用するため、県道の拡張で残余地となった申請地を譲渡人の〇〇さんから売買により所有権を移転するため申請したものであります。現地の状況は、東側が宅地、西側は県道、南側は県道、北側が宅地です。雨水は自然浸透が基本ですが、道路側溝にも放流するということです。また、土砂流出防止のためブロックを設置するということでもあります。周辺関係者の同意は得られています。なお本申請地は、「過去の公共投資の実績がない、小集団の生産性の低い農地」であり第2種農地と判断されます。調査員一同許可相当と認めました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第120号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第120号農地法第3条の規定による許可申請の許可について、件数及び面積：

売買 7 件、田 8,068 m<sup>2</sup>、畑 1,293 m<sup>2</sup>、計 9,361 m<sup>2</sup>です。贈与 4 件、田 24,181 m<sup>2</sup>、畑 21,328 m<sup>2</sup>、その他（登記・原野、現況・畑） 2,097 m<sup>2</sup>、計 47,606 m<sup>2</sup>です。合計 11 件、田 32,249 m<sup>2</sup>、畑 22,621 m<sup>2</sup>、その他 2,097 m<sup>2</sup>、計 56,967 m<sup>2</sup>です。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積 50 a 要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。また、10a 当たりの単価、特別な事項等については、担当者が報告いたします。次に項目毎に説明いたします。

議長 次に 1 項について説明をお願いします。

局長 1 項について説明いたします。譲受人：南方の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 758 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転の部分増与です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

20 番 1 項について報告します。今回の申請地は、〇〇集落の西にある集落内の農地になります。今回の申請は、父の〇〇氏から、譲受人であります同一世帯で専業農家の〇〇氏への経営移譲を考慮した部分贈与になります。譲受人は〇〇地区で水稻、ニラ、飼料作物を約 37,661 m<sup>2</sup>作付けされており、申請地にはニラを作付けされることとあります。農機具につきましては、トラクター、田植機、軽トラ、トラック、管理機等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2項について説明をお願いします。

局 長 次に2項について説明いたします。譲受人：三納の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他19筆、登記・現況とも畑、田、面積22,897㎡、権利の内容：所有権移転の部分増与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

24 番 2項について報告します。今回の申請地は、三納地区の〇〇集落の西にある集落内の農地になります。今回の申請は、父の〇〇氏から、譲受人であります同一世帯で専業農家の〇〇氏への父親の高齢化に伴う経営移譲による一括贈与になります。譲受人は〇〇集落で水稻、ピーマン、野菜を約50,136㎡作付けされており、申請地にはこれまで同様に水稻、ピーマンを作付けされるとのことであります。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラ、トラック、管理機等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 農業委員会等に関する法律第 31 条並びに西都市農業委員会会議規則第 12 条の規定により 12 番、〇〇委員の退席を求めます。

(12 番退席)

議 長 説明がありました 2 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

(12 番着席)

議 長 次に 3 項、4 項は関連がありますので合わせて説明をお願いします。

局 長 3 項について説明いたします。譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番他 2 筆、登記・現況とも畑、田、面積 6,328 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転・一括贈与です。

次に 4 項について説明いたします。譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番他 9 筆、登記・原野、畑、現況・畑、面積 17,623 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転・部分贈与です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

8 番 3 項、4 項について報告します。今回の申請地は、茶臼原地区にある集落内の農地になります。今回の申請は、高齢になった父の〇〇氏及び母の〇〇氏から、譲受人であります畜産業を営む専業農家の〇〇の経営の安定化を図るための贈与になります。譲受人は茶臼原で肉用牛を 6,501 頭、飼料作物を約 24ha 作付けされており、申

請地にはこれまで同様に飼料作物を作付けされるとのことです。農機具につきましては、トラクター、配餌車、ショベルローダー、ラッピングマシーン、フォークリフト、トラック、動噴等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました3項、4項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に5項の説明をお願いします。

局長 5項について説明いたします。譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字藤田字〇〇番他3筆、登記・現況とも田、面積3,198㎡、権利の内容：所有権移転の売買です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

18番 5項について報告します。今回の申請地は、三財地区の〇〇集落の東にある農地になります。今回の申請は、譲渡人の下三財の〇〇氏から、譲受人で兼業農家の〇〇氏への農業経営の規模拡大のための売買になります。譲受人は下三財で水稻を中心に経営され、水稻、スイートコーンを約39,360㎡作付けされており、申請地には

これまで同様に水稻を作付けされるとのことです。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラ等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 反当〇〇円であります。

議 長 説明がありました 5 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 6 項の説明をお願いします。

局 長 6 項について説明いたします。譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番他 1 筆、登記・現況とも畑、面積 552 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

3 番 6 項について報告します。今回の申請地は、都於郡地区の〇〇集落の西にある農地になります。今回の申請は、譲渡人の鹿野田の〇〇氏から、譲受人で専業農家の鹿野田の〇〇氏への農作業の利便性の向上のための売買になります。譲受人は〇〇集落で繁殖を中心に経営され、飼料作物を約 23,049 m<sup>2</sup>作付けされており、申請地に

は飼料作物を作付けされるとのことです。農機具につきましては、トラクター、田植機、軽トラ、トラック、飼料梱包機、防除機等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 反当〇〇円です。

議長 説明がありました6項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に7項の説明をお願いします。

局長 7項について説明いたします。譲受人：荒武の〇〇、譲渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番2、登記・現況とも畑、面積741㎡、権利の内容：所有権移転の売買です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27番 7項について報告します。今回の申請地は、都於郡地区の〇〇集落内にある農地になります。今回の申請は、譲渡人の荒武の〇〇氏から、譲受人で専業農家の荒武の〇〇氏への農業経営の規模拡大のための売買になります。譲受人は〇〇集落で水稲、たばこ中心に経営され約8,903㎡作付けされており、申請地にはスイートコー

ンを作付けされるとのことです。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、軽トラ、トラック、管理機、動噴等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 反当〇〇円であります。

議 長 説明がありました 7 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 8 項の説明をお願いします。

局 長 8 項について説明いたします。譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況とも田、面積 215 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

9 番 8 項について報告します。今回の申請地は、妻地区の〇〇集落内にある農地になります。今回の申請は、譲渡人の三宅の〇〇氏から、譲受人で専業農家の三宅の〇〇氏への農業経営の規模拡大のための売買になります。譲受人は〇〇集落で水稻、ズッキーニを中心に経営され約 7,285 m<sup>2</sup>作付けされており、申請地には水稻を作付

けされるとのことです。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラ、管理機等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 反当〇〇円であります。

議 長 説明がありました 8 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 9 項、10 項は関連がありますので合わせて説明をお願いします。

局 長 9 項について説明いたします。譲受人：童子丸の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,314 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転の売買です。

10 項について説明いたします。譲受人：童子丸の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 3 他 2 筆、登記・現況とも田、面積 1,542 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 9 項、10 項について報告します。今回の申請地は、妻地区の〇〇集落内にある農地になります。今回の申請は、譲渡人の三宅の〇〇氏と〇〇子氏から、譲受人で兼

業農家の童子丸の〇〇氏への農業経営の規模拡大のための売買になります。譲受人は〇〇集落で水稻、栗を中心に経営され約 12,956 m<sup>2</sup>作付けされており、申請地には水稻を作付けされるとのことです。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラ、耕耘機等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお祈いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 9 項は反当〇〇円で 10 項は反当〇〇円であります。

議 長 説明がありました 9 項、10 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 11 項の説明をお願いします。

局 長 11 項について説明いたします。譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：中央町 2 丁目の〇〇、申請地：大字妻字〇〇番、登記・現況とも田、面積 799 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 11 項について報告します。今回の申請地は、妻地区の〇〇集落内にある農地になります。今回の申請は、譲渡人の中央町の〇〇氏から、譲受人で兼業農家の童子丸の〇〇氏への農業経営の規模拡大のための売買になります。譲受人は〇〇集落で水

稲、粟を中心に経営され約 12,956 m<sup>2</sup>作付けされており、申請地には水稻を作付けされるとのことでもあります。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラ、耕耘機等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 反当〇〇円であります。

議 長 説明がありました 11 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 121 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(所有権移転)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 121 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(所有権移転)、件数及び面積：田 24,699 m<sup>2</sup>、畑 610 m<sup>2</sup>、合計 9 件、面積 25,309 m<sup>2</sup>です。次に項目毎に説明します。

1 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,510 m<sup>2</sup>です。

2 項 譲受人：山田の〇〇、譲渡人：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 398 m<sup>2</sup>です。

- 3項 譲受人：山田の〇〇、譲渡人：山田の〇〇、申請地：大字山田字〇〇番1他4筆、登記・現況とも田、面積5,047 m<sup>2</sup>です。
- 4項 譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番1他1筆、登記・現況とも田、面積2,498 m<sup>2</sup>です。
- 5項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況とも田、面積2,513 m<sup>2</sup>で農地等売買事業です。
- 6項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況とも田、面積2,217 m<sup>2</sup>です。
- 7項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況とも田、面積3,001 m<sup>2</sup>です。
- 8項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他1筆、登記・現況とも田、面積6,515 m<sup>2</sup>です。
- 9項 譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番75他3筆、登記・現況とも畑、面積610 m<sup>2</sup>です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、2月を予定しております。

議長 説明がありました1項～9項までのうち2項、3項を除いて一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 農業委員会等に関する法律第 31 条並びに西都市農業委員会会議規則第 12 条の規定により 7 番、〇〇委員の退席を求めます。

(7 番退席)

議 長 2 項、3 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

(7 番着席)

議 長 議案第 122 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(利用権設定)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 122 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(利用権設定)、件数及び面積：田 73,778.61 m<sup>2</sup>、畑 58,511.86 m<sup>2</sup>、その他(登記・原野、山林、現況・畑) 10,079 m<sup>2</sup>、合計 23 件、面積 142,369.47 m<sup>2</sup>、契約期間別内訳：3 年未満、件数 1 件、田 253 m<sup>2</sup>、3 年～6 年未満、件数 9 件、田 27,234 m<sup>2</sup>、畑 5,715 m<sup>2</sup>、6 年～10 年未満、件数 2 件、田 5,687 m<sup>2</sup>、10 年以上、件数 11 件、田 40,604.61 m<sup>2</sup>、畑 52,796.86 m<sup>2</sup>、その他 10,079 m<sup>2</sup>となります。

項目毎に説明します。

1 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番 1 他 1

- 筆、登記・現況とも田、面積 5,092 m<sup>2</sup>、2月から5年の賃貸借の新規設定です。
- 2項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番、  
登記・現況とも畑、面積 6,022 m<sup>2</sup>のうち 2,000 m<sup>2</sup>、2月から3年の賃貸借の新規  
設定です。
- 3項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番4、登  
記・現況とも田、面積 253 m<sup>2</sup>、2月から1年11ヶ月の賃貸借の新規設定です。
- 4項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番1他4  
筆、登記・畑、現況・田、面積 2,112.86 m<sup>2</sup>、2月から10年の賃貸借の新規設定  
です。
- 5項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登  
記・現況とも畑、面積 849 m<sup>2</sup>、2月から10年の賃貸借の新規設定です。
- 6項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：妻の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番、登記・  
現況とも畑、面積 1,120 m<sup>2</sup>、2月から10年の賃貸借の新規設定です。
- 7項 譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字藤田字〇〇番他  
6筆、登記・現況とも田、面積 6,512 m<sup>2</sup>、2月から3年の賃貸借の新規設定です。
- 8項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：都城市の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他1  
筆、登記・現況とも田、面積 4,167 m<sup>2</sup>、2月から5年の賃貸借の新規設定です。
- 9項 譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：穂北の〇〇、申請地：大字穂北字〇〇番他2筆、  
登記・現況とも田、面積 4,017 m<sup>2</sup>、2月から4年の賃貸借の再設定です。
- 10項 譲受人：宮崎市佐土原町の〇〇、譲渡人：岩爪の〇〇、申請地：大字岩爪字  
〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,013 m<sup>2</sup>、2月から6年の使用貸借権の再設定  
です。
- 11項 譲受人：宮崎市佐土原町の〇〇、譲渡人：岩爪の〇〇、申請地：大字岩爪字  
〇〇番他2筆、登記・現況とも田、面積 3,674 m<sup>2</sup>、2月から6年の使用貸借権の

再設定です。

- 12 項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 2、登記・現況とも畑、面積 3,715 m<sup>2</sup>、2 月から 5 年の賃貸借の再設定です。
- 13 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番 4、登記・現況とも田、面積 222 m<sup>2</sup>、2 月から 3 年の使用貸借権の再設定です。
- 14 項 譲受人：右松の〇〇、譲渡人：右松の〇〇、申請地：大字右松字〇〇番 1 他 5 筆、登記・現況とも田、面積 4,711 m<sup>2</sup>、2 月から 5 年の賃貸借の再設定です。
- 15 項 譲受人：黒生野の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字黒生野字〇〇番他 3 筆、登記・現況とも田、畑、面積 1,932 m<sup>2</sup>、2 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。
- 16 項 譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字藤田字〇〇番他 14 筆、登記・現況とも田、畑、面積 20,919 m<sup>2</sup>、3 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。
- 17 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 2 他 72 筆、登記・畑、田、原野、山林、現況・畑、樹園地、面積 42,601 m<sup>2</sup>、2 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。
- 18 項 譲受人：平郡の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番、登記・現況とも田、面積 2,513 m<sup>2</sup>、2 月から 4 年 10 ヶ月の特例事業による賃貸借の新規設定です。
- 19 項から 23 項までは事前に通知しておりますが、農地中間管理事業であり類似しておりますので、代表で 19 項を読み上げ後は省略します。
- 19 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番 1、登記・現況とも田、面積 1,951 m<sup>2</sup>、3 月から 10 年の農地中間管理事業による賃貸借の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、2月を予定しております。

議 長 説明がありました1項から23項までを一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第123号農地等利用最適化の推進施策に対する意見書(案)について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第123号農地等利用最適化の推進施策に対する意見書(案)についてはじめに、・・・要望事項1. 農業委員、農地利用最適化推進委員への支援について、2. 農地中間管理機能を最大限活用した農地の保全と農地利用集積の推進について、3. 人農地プラン及び農地中間管理事業に伴う担い手等への農地集積・集約化に対する連携・支援の充実について、4. 相続登記未了農地の登記促進と国による所有権取得・再配分を可能とする制度的措置の創設について、5. 荒廃農地の解消と発生防止について、6. 有害鳥獣対策強化の推進について、7. 「非農地」判断に係る農用地に対する計画見直しの協力について

議 長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

事務局 5項の荒廃農地の解消と発生防止について、の内解消作業によりこれまでに解消した面積を7haとしたのは、四捨五入の関係です。

1 番 意見書のはじめにの中で、農業・農村をめぐる情勢は・・・農業をしている地区は色々あります。三納地区は農村が良いと思いますが、妻地区は農村とはいわないのではないのでしょうか。

3 番 この文言は西都市のことではなく、国内のことを示しているのでこの文言で良いと思います。

10 番 農業は職種、農村は地域のことですのでこの文言で良いと思います。西都市全体を農村と捉えても良いのではないのでしょうか。

事務局 8行にあります国においては、「食糧・農業・農村基本計画」を5年毎に見直しています。ここでは国内のことを言っているもので基本的なことを示しているものと考えます。

議 長 他にありませんか。

議 長 採決いたします。

議 長 原文のままが良い方の挙手をお願いします。賛成多数ということで原文のとおりとします。

議 長 他にありませんか。

6 番 2項の農地中間管理機能を最大限活用した農地の保全と農地利用集積の推進については、近年は、機構が暗渠排水事業、基盤整備事業を行っております。何故機能としたのか理由をお伺いします。

事務局 機構のもっている最大の機能を活用するという意味であります。昨年も協議していただきましたが、機構は2年間保有するなど機能を最大限に活用していただきたいという意味からも機能といたしました。

17 番 農地中間管理機構の機能を最大限活用したとしては如何でしょうか。

事務局 昨年も協議していただきましたが、機構が2年間保有する機能が十分活かされて  
いません。その機能が最大限に活かされれば農地の保全、集積も出来ていくことから  
機能を最大限に活用していただきたいということで機能としたことを記憶していま  
す。

6 番 農地中間管理機構は一般的に浸透していますので、その機能を皆さんに知らせる  
意味から申し上げます。

21 番 JAも農地の貸借に関わっています。農地中間管理機構に限らなくても良いのでな  
いでしょうか。

議 長 3項との関連性もあります。

議 長 他にありませんか。

議 長 採決いたします。

議 長 原文のままで良い方の挙手をお願いします。賛成多数ということで原文のとおり  
とします。

議 長 他にありませんか。

2 番 6項の有害鳥獣対策強化の推進について、捕獲だけではなく電気柵等の設置事業  
の拡充を記載していただきたい。

10 番 電気柵、防護柵の設置事業農業は必要であります。捕獲ではなく駆除では如何で  
しょうか。

事務局 お二人の委員の意見をお伺いしまして、つきまして以降を有害鳥獣の適切な駆除  
を継続的に実施していくため、国、県が進めている「有害鳥獣捕獲総合対策事業」に  
おける有害鳥獣狩猟班等の捕獲活動への支援並びに電気柵設置の更なる拡充を図っ  
ていただきますよう要望します。という表現では如何でしょうか。

議 長 修正しての意見書とすることでよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

議 長 修正しての意見書といたします。

議 長 議案第 124 号賃貸料情報の提供承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 124 号賃貸料情報の提供承認について

妻地区、田の部、平均額 12,500 円、最高額 40,000 円、最低額 6,500 円、データ数 64 件、畑の部、平均額 18,300 円、最高額 25,000 円、最低額 10,000 円、データ数 20 件、穂北地区、田の部、平均額 12,600 円、最高額 30,000 円、最低額 7,200 円、データ数 58 件、畑の部、平均額 16,500 円、最高額 30,000 円、最低額 7,800 円、データ数 12 件、三納地区、田の部、平均額 15,500 円、最高額 24,000 円、最低額 10,000 円、データ数 8 件、都於郡地区、田の部、平均額 14,400 円、最高額 18,000 円、最低額 10,000 円、データ数 8 件、三財地区、田の部、平均額 11,400 円、最高額 18,700 円、最低額 5,000 円、データ数 28 件、畑の部、平均額 11,000 円、最高額 20,000 円、最低額 5,000 円、データ数 20 件、西都市全域平均額、田の部、平均額 12,600 円、最高額 40,000 円、最低額 5,000 円、データ数 166 件、畑の部、平均額 15,100 円、最高額 30,000 円、最低額 5,000 円、データ数 52 件、ハウス施設の部、西都市全域平均額 52,600 円、最高額 70,000 円、最低額 30,000 円、データ数 11 件です。

議 長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認決定しました。

議 長 次に、議案第 125 号平成 31 年度農作業料金（参考）の設定承認について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 125 号平成 31 年度農作業料金（参考）の設定承認について

農作業料金につきましては、これまでの経緯を踏まえまして、平成 31 年 1 月 17 日に開催されました西都児湯市町村農業委員会事務局長会議で協議、検討して決定したものであります。その際、尾鈴農業公社、えびの市の農作業料金も参考といたしました。昨年度と変わったところは、資料を見てください。中段にあります 1 時間当たりの賃金が 737 円から 762 円に変更になりましたので、その上の一般作業賃金が 5,900 円から 6,100 円に、上から 6 行目にあります荒田から仕上げまでと 8 行目にあります荒田から田植えまでと昨年掲載しておりました刈り取りからラッピング収納（運搬まで）一連の 10,000 円は削除しました。

議長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

9 番 資料の刈り取りからラッピング収納（運搬まで）は畜産部会の意見でありまして、耕種農家（園芸関係）の意見が反映されていません。昨年度の価格が既成事実になっています。園芸農家も苗代、耕起、植付け、肥料投入、農薬散布等経費を入れています。その上に刈り取りからラッピング収納、運搬まで 10,000 円を支払うのは高いと思います。これは集落の関係者の意見でもあります。一部の集落では、昨年の農作業料金は参考ではなく農業委員会で決定したことになっています。はっきり示すのであれば、刈り取りからラッピング収納（運搬まで）は 5,000 円でいいのではないのでしょうか。

22 番 今年度は、刈り取りからラッピング収納（運搬まで）その箇所が削除されているとはいえ、刈取から反転、集草、梱包、ラッピング、ロール運搬等が掲載されています。それぞれの金額を積算すると 10,000 円を超える金額になりますので、飼料イネ等の価格を全て削除すればいいのではないかと 9 番委員は言いたいのではないのでしょうか。

10 番 耕種農家（園芸関係）が機械を所有している畜産農家に作業を委託する際の目安

とすれば良いのではないのでしょうか。

議 長 只今から協議会といたします。

議 長 本会議に戻し会議を再開します。

議 長 協議会で出された意見により、飼料用イネ等については、全て削除といたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 5 時 50 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

9 番 \_\_\_\_\_

26 番 \_\_\_\_\_